

令和 8(2026) 年度社会課題解決スタートアップ企業応援事業に係る質問及び回答

令和 8(2026) 年 9 月 11 日時点

※質問した法人の特定を防ぐため、質問内容の一部を加工しています。

No.	項目等	質問内容	回 答
1	法人適格性について	公募要領2 (2) アでは「栃木県内に本店又は事業所を設置している、創業から1年以上10年以下のスタートアップ企業」とあります。 当法人は2025年に設立した一般社団法人ですが、株式会社等ではない一般社団法人も、本事業における「スタートアップ企業」として応募対象になり得ますでしょうか。 また、「創業から1 年以上10 年以下」の起算日は、当法人の場合、法人の設立登記日を基準として判断すればよいでしょうか。	法人の種別は限定しておりませんので、応募資格を満たしていれば、一般社団法人も応募可能です。 公募要領 2 (2) アの「創業から 1 年以上 10 年以下」の起算日は、お見込みのとおり、法人の登記簿における会社成立の年月日を基準としてご判断ください。
2	栃木県内の本店・事業所要件について	現在、当法人の主たる事務所は栃木県外にありますが、事業実施拠点は栃木県内にあり、今後、法人の主たる事務所についても栃木県内への移転を予定しています。 応募資格の「栃木県内に本店又は事業所を設置している」という要件は、いつの時点（質問提出時、申請期限時、認定時、交付申請時等）までに満たしている必要がありますでしょうか。 また、「事業所」として認められるために必要な条件・確認書類（登記、税務上の届出、施設の使用権限、常時の事業活動実態等）があればご教示ください。	常時の事業活動実態があれば、原則として「事業所」として認めます。 公募要領 2 (2) の要件は、本事業の事業認定申請書の提出時点で満たしている必要があります。

3	設備導入費・工事費の対象範囲について	事業実施にあたり、浄化槽、トイレ・水回り、給排水設備等の整備が必要です。 公募要領では、設備導入費として「機械装置及び付属設備の取得等に要する経費」が対象とされていますが、次の費用は補助対象となり得ますでしょうか。 ① 合併処理浄化槽本体、ブロワ・ポンプ・制御盤等の付属設備の取得費 ② 浄化槽の設置・据付費 ③ 設置に伴う掘削、基礎、埋戻し等の工事費 ④ 浄化槽とトイレ等を接続する給排水・配管工事費 ⑤ 設備稼働に必要な電気工事費 ⑥ トイレ・水回りの改修工事費 上記のうち、設備導入費として対象となる範囲、対象外となる範囲、また設備導入費以外の補助対象経費区分で計上可能なものがあれば、併せてご教示ください。	①から⑥まで、いずれも設備導入費の対象となります。 ただし、①は、「栃木県補助金等交付規則」（昭和 36 年 4 月 10 日栃木県規則第 33 号）第 24 条による財産処分の制限を受ける対象となりますのでご注意ください。
4	社会課題の範囲について	公募要領2（1）アに「県内の社会課題の解決及び本県産業の振興に資する事業」とありますが、事業内容・領域が栃木県内固有の社会課題に対するものでないと、認定対象とならないでしょうか。	栃木県内に生じている課題や、栃木県にも関係する課題であれば、広域的・普遍的な社会課題であっても問題ありません。